

放火対策検討会（平成16年3月 中間報告書）の概要

平成14年度及び15年度に消防行政機関等を中心に、連続放火火災等を対象として行われた「放火対策検討会」の中間報告書について、その概要をまとめておく。

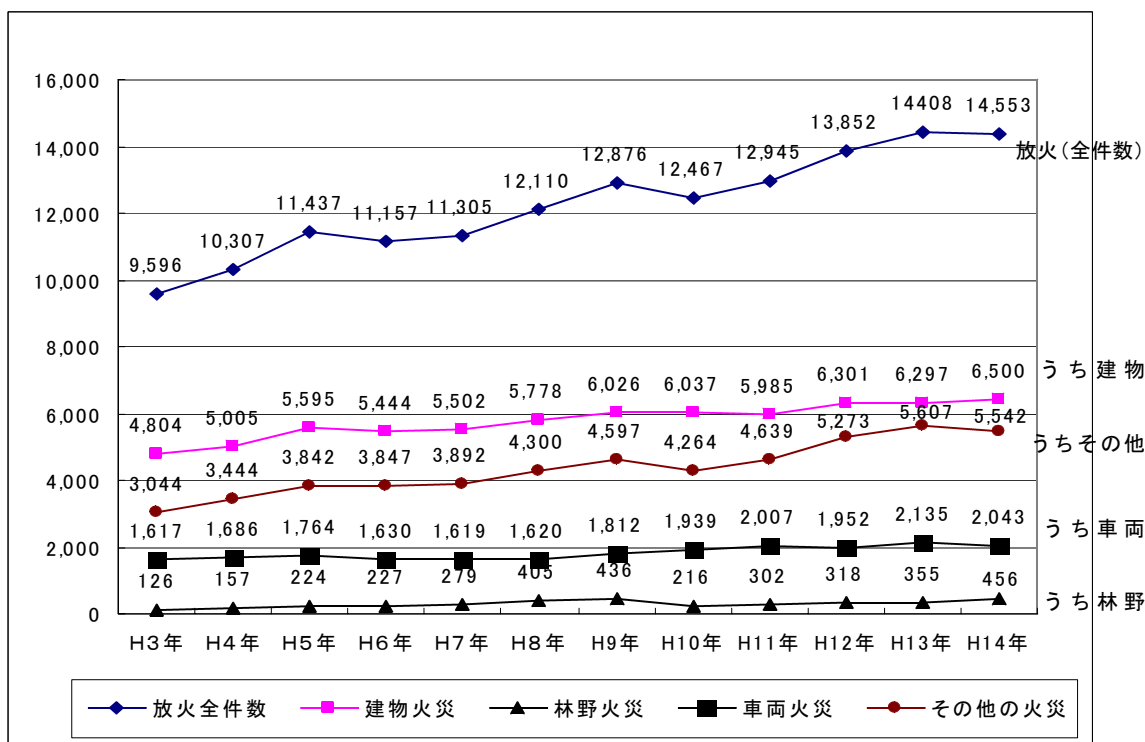
○放火火災の現状

1. 放火火災の推移及び火災種別と発生状況

消防白書の統計による「放火」及び「放火の疑い」による火災は、年々増加傾向にあり、平成4年以降連続して1万件を超えている。平成9年には、平成5年以来4年ぶりに「放火（放火の疑いを除く。）」が火災原因の第1位となるとともに、平成14年まで6年連続して第1位となっており、放火の疑いを含めた火災件数は、全火災の2割強を占めている。

放火火災を発生件数で見ると、建物への放火が1番多く平成14年においては放火火災全件数の4割強を占める。次いで、その他への火災、車両の順となっている。

以上のように、放火火災はゆるやかながら増加傾向にあり、全火災件数の2割を占め、さらに放火火災件数の4割強が住宅への被害であることから、その社会的影響は大きく、早急に効果的な対策が必要であるといえる。



※船舶火災については、件数が少ないため省略している。

2. 連続放火火災の実態

連続放火火災の検証を進めていくうえで、「連続放火火災」とはどのような放火火災を指すのかを位置付ける必要が考えられる。そもそも、連続放火については、社会情勢、怨恨、犯行の一連性等の要因により、具体的な定義付けが困難であり、明確な定義がなされていない。今回、連続放火火災の要件について、消防庁としての考え方を提示するとともに、放火対策検討会の委員の意見及び各政令指定都市消防本部等への意見聴取を行い、連続放火火災の位置付けについて検討を行った。

【消防庁としての考え方及び各委員からの意見】

連続放火火災への予防対策を検討するうえで、消防庁が提示した連続放火火災の要件は『放火火災発生後（1回目）、1回目の発生から30日以内に次の火災が発生した場合を連続放火火災とする』

この要件に対しての各委員の意見は以下のとおり。

- ① 30日以内に2件の割合で発生したものとすると、一の消防署管内では、全てが対象となる。ある程度発生範囲を決めた方が良いのではないか。
- ② ある程度、連続的に同一犯人が行ったものと判定できるようなものとすべきでないか。
- ③ 30日に2回の割合では、連続性に欠けるのではないか。

上記の消防庁としての考え方及び各委員からの意見と、各政令指定都市消防本部等での連続放火火災の定義等を考察すると、各委員及び各政令指定都市消防本部等での連続放火火災のとらえ方はさまざまであり、また、連続放火火災そのものを位置づけていない場合もある。

今回の「連続放火火災予防対策」を検討するに当たっては、『短時間に、同じ地域において、放火が連続的に発生し、地域の住民等が不安を感じ、特別の対策が必要であると判断されるもの』を連続放火火災の例とし、各消防本部の判断に委ねることとした。

3. 連続放火火災の発生状況

上記1の連続放火火災の定義を踏まえ、「連続放火火災発生時の報告について」（平成15年7月8日付け消防予第184号）により、全国的な連続放火火災の実態について調査（調査期間：平成15年7月8日～平成16年3月31日）を行った結果、平成16年3月1日現在において、26消防本部から連続放火火災37事案264件の報告があった。

(1) 発生件数と期間

各消防本部（26本部）から報告のあった連続放火火災37事案についてみると3日間の間に19の事案が集中しており、全体の半数（51%）を占めている。さらに、30日間でみると30事案が発生しており、全体の8割（81%）を占める。

また、発生期間中の放火火災件数をみると、30日間までの放火件数は、ほぼ横ばいで平均すると1日当たり4.1件となっているのに対し、30日を超えると急激に件数が増加している。

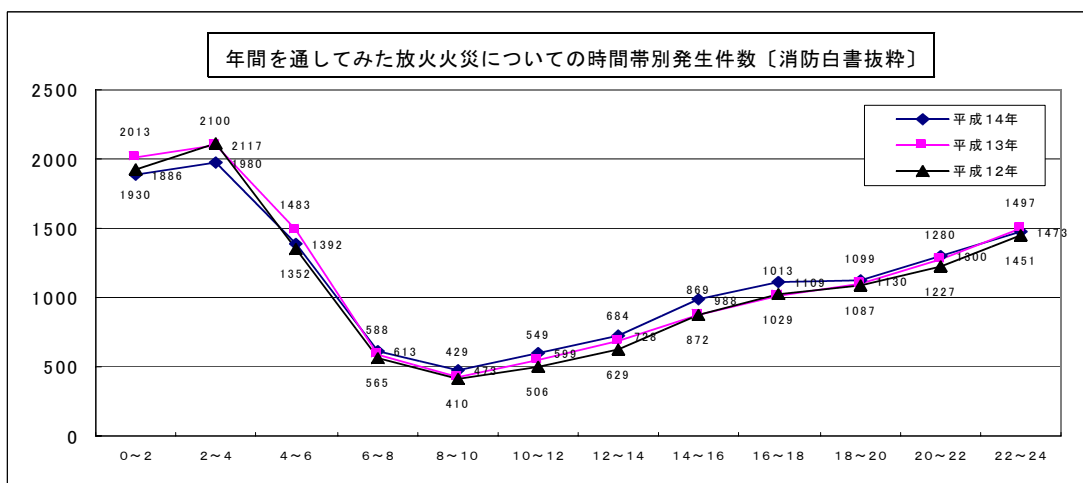
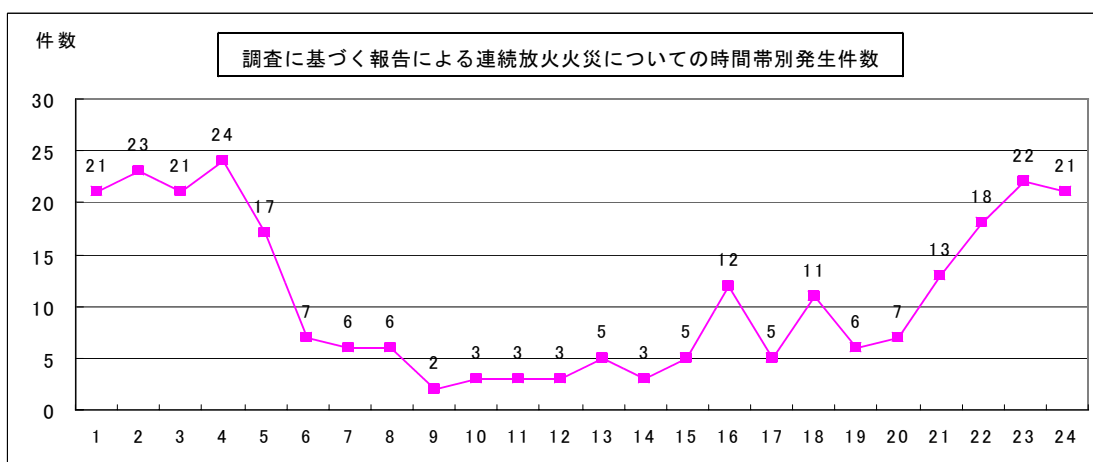
以上のことから、発生期間が短い程放火件数は少なく、期間が長い程多いが、発生事案は期間が短い程多く、長い程少ないことがいえる。

(2) 時間帯別発生件数

連続放火火災と判断され、報告のあった264件の放火火災の時間帯別発生件数は下図のとおりである。

最も発生件数が多いのが4時の24件、次いで2時の23件、23時の22件の順となっており、最も発生件数の少ないのが9時の2件である。

放火発生の傾向としては、人目につきにくい22時から5時までの就寝時間帯の発生率が高く、平成12年から14年の放火火災時間帯別発生件数と同様の傾向となっている。



(3) 焼損物別件数

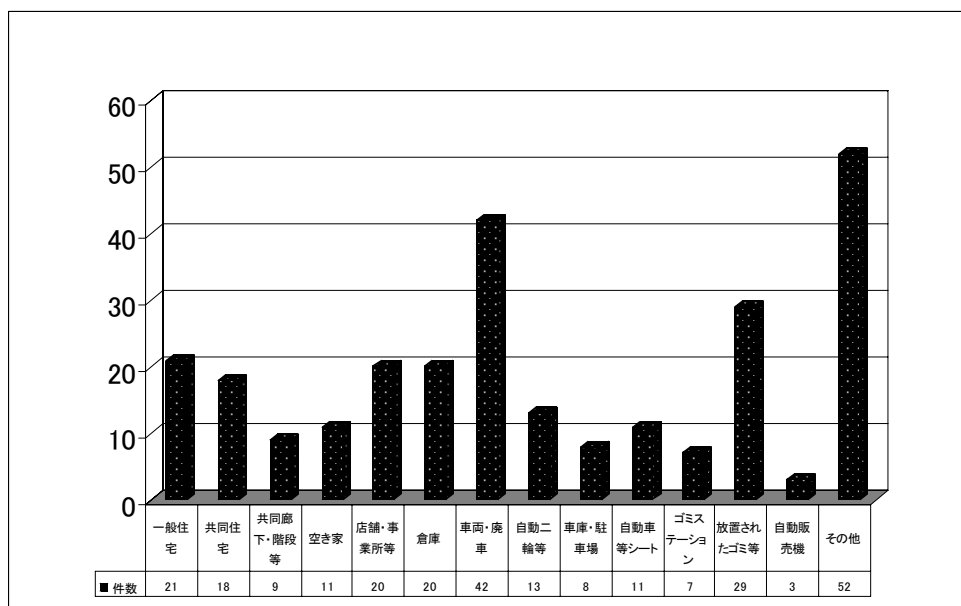
連続放火火災と判断され、報告のあった264件の放火火災の焼損物の内訳は以下のとおりである。

最も件数の多いものは、「車両・廃車」の42件（16%）、次いで「放置されたゴミ」の29件（11%）、「一般住宅」の21件（8%）の順となっている。

また、放火防止対策として有効な自動車等シートの発生件数は少ない。発生件数の多い車両、ゴミについては、放置されたものが多く、住民一人ひとりの日頃からの注意により、放火発生を減少させることができると考えられる。

この他、住宅に関しては、「一般住宅」、「共同住宅」、「共同住宅の廊下・階段」、「空き家」の合計が59件となっており、全体の2割を占めている。

焼損物別件数



(4) 1日2件以上発生した放火火災の時間帯別件数

報告のあった放火火災のうち、1日に2件以上発生した放火火災件数は147件となっており、全放火火災件数の半数以上（56%）を占めている。また、1日に2件以上発生した放火火災のうち、30分以内に続けて発生した件数は81件（55%）と半数以上を占めている。

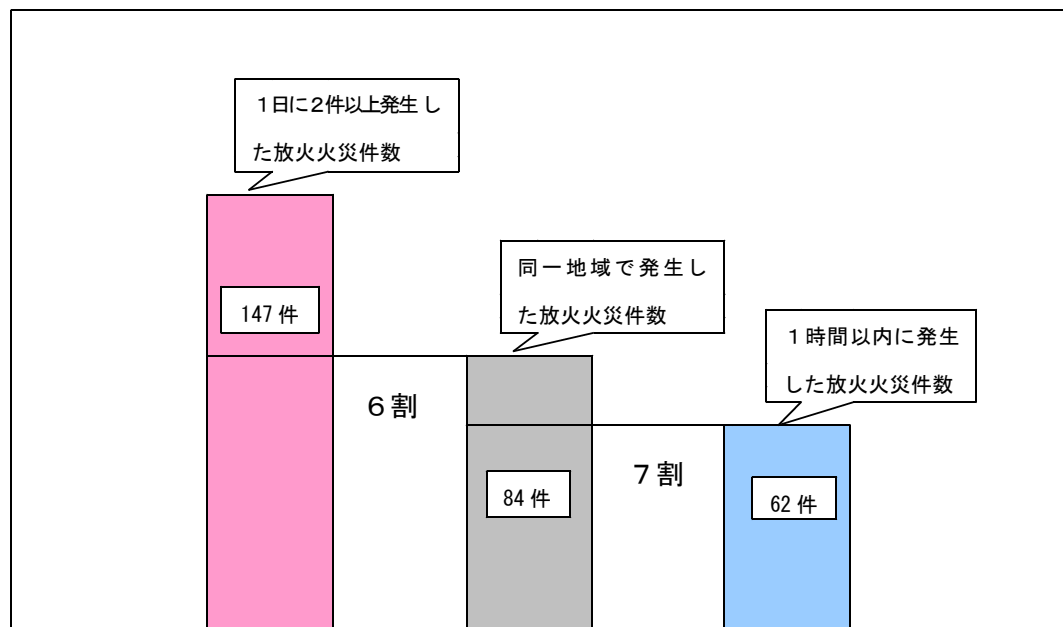
さらに、1件の放火発生から1時間以内に発生した火災件数は、105件（71%）で約7割が1時間以内に発生している。

つまり、放火火災が発生してから、次の放火火災が発生するかどうかについての確率は、時間の経過とともに低くなるのがわかる。

(5) 1日2件以上・同一地域（町名等）で発生した放火火災件数

1日に2件以上発生した放火火災147件のうち、同一地域（町名等）で発生した放火火災件数は84件（57%）となっており、約6割を占める。

また、同一地域で発生した放火火災84件のうち、1時間以内に発生した件数は62件（74%）となっており、約7割を占める。



以上の各消防本部からの報告において、連続放火火災は短い日数で短時間のうちに発生するものが多く、発生時間帯や焼損物等については、通常の放火火災と同様の傾向を示していることが明らかとなった。

○放火火災に対する対策

1. 消防庁における主な取組み

放火火災（放火の疑いを含む）の全火災に占める割合は、昭和41年から45年までの5年間の平均が4.8%であったのに対し、昭和45年を境に大きく増加傾向を示し、平成3年から平成7年までの5年間では18.3%、平成8年では18.9%、平成9年では20.8%と依然として増加の傾向にある。

また、火災原因の順位では、平成14年まで6年連続して第1位となるなど、社会生活の安全を確保する上で極めて憂慮されるものである。

消防庁では、これまで春秋の全国火災予防運動時期など機会あるごとに消防機関をはじめ関係機関等に対し、放火火災予防対策の推進について指導・要望を行ってきたところである。

2. 各都市における取組み

平成14年度に各消防本部に対し放火対策実施状況調査を行った結果、26件の報告があった。併せて、放火対策検討会の委員からの報告を受けたものをまとめた結果は以下のとおりである。

各消防本部とも、地域住民に対する防火指導や自治会との協力による空き家調査及びマスコミを活用しての広報などの活動が多い。また、各消防本部独自の取組みもそれぞれ工夫して行っている。なお、事業所や病院、学校等への活動や、火災感知器、夜間照明器具等の設置の促進などハード面での取組みが全体的に低い。

放火火災・連続放火火災予防対策（H14年度放火対策実施状況調査・各委員の意見まとめ）

用途	通常時の防火対策	連続放火発生時の取り組み（通常時の防火対策に加え）
住宅	○長期不在時は新聞や郵便物をためない	○町内会への広報紙の配布
	○門扉、車庫、物置等のドアの施錠	○共同住宅の場合居住者が交代で見回りをするなど協力する
	○敷地内、共用部分に可燃物を置かない	●放火自動撮影機の設置
	○ゴミ集積所への夜間照明の設置	●居室内の照明点灯運動
	○車のボディカーバーを「防炎品」にする	●高齢者世帯への放火対策指導
	○外出時や就寝時の施錠の徹底	
	○夜間照明を設置する	
	○ゴミは決められた日に出す	
	○暗い入り隅など死角をつくらない	
	○塀を低くするなど外から見えるようにする	
	○炎感知器を設置する	
	○掲示板の不燃化・張り紙	
	○人の動きで感知する防犯照明を設置する	
●一声運動の実施		
●買い物用ポリ袋を活用した初期消火指導		
○放置された可燃物の除去	○巡回監視の実施	
○使用しない箇所の施錠の徹底	○従業員に対する防火指導の実施	
○常夜灯の設置	○防火管理体制の指導（放火されないための指導）	
○火災感知器の設置		
○入退室の管理や立入禁止の徹底		
○従業員等による不定期な見回りの実施		
○監視カメラの設置		
○建物内への出入口の施錠の徹底		
○炎感知器を建物周囲の要所に設置する		
○空き家・空きビルの出入りの制限	○自治会での放火火災防止の協議会設置	
○空き家等の実態調査	○町内会、事業所、警察、行政機関と協議会の設置	
○放置可燃物の除去	○自主防災組織へ情報提供し、予防について協力を依頼	
○放火防止モデル地区の設定	○婦人防火組織へ情報提供し、予防について協力を依頼	
●防火・防炎・放火を含めた安心マップの作成	○住民主体による危険箇所の確認（空き家・空室等の調査）	
●自治会等の会合に出席し講習会の実施	○市民による夜間パトロール	
○キャンペーン中の報道機関への協力依頼	○放火実態調査の実施	
○放火火災対策マニュアルの策定	○放火火災対策マニュアルの策定	
○放火火災予防対策に係る財政上の助成	●放火自動撮影機の開発・設置	
●放火防止の環境づくりについて火災予防条例規定	●タウン一会社との連携（幹線道路の1つ中を流してもらう等）	
●幼年への防火指導	●新聞販売店との連携（放火の発見、通報等）	
	●計画的にほぼ毎日警戒パトロールを実施	
	●放火防止モデル地区への補助金交付	
	●警察との連携による放置車両の撤去	
	●火災予防条例への規定	
	●防犯カメラの設置	
	●放火火災発生時の管内パトロール	
	●連続放火対策の分析調査	

●は各消防本部独自の取り組み

○連続放火火災に対する対策

放火火災の防止の基本は、「放火されない、させない、被害を大きくさせない」ことである。このことを基本に、建物ごとの予防対策、地域ぐるみの取組み、広報や防火教育、行政の取組み等を行っていくことが重要であり、平成11年に「放火火災予防対策マニュアル」を作成し、全国的な普及を推進している。

連続放火火災に対する対策については、放火火災予防から放火発生後の対応までを含む取組みである。今回、平成14年度の放火対策実施状況調査、委員等からの報告、連続放火火災実態調査、検討会等の報告・意見を踏まえ、

- ① 地域住民、関係者等が自ら積極的に放火防止対策に取り組む「手間」をキーワードとしたソフト施策
- ② 放火監視カメラ等を活用した「人目」をキーワードとしたハード施策をポイントに、街区・エリア単位での対応方法（ゾーンディフェンス）的施策の検討を行った。

なお、実施施策については、さまざまなケースで効果的に取組みが行われるよう、さらに以下のとおり各施策の分類を行った。

1. ソフト施策

- (1) 放火多発地域での対策 (例：緊急ちらしの配布等)
- (2) 市民との連携による対策 (例：居室内の照明点灯運動及び一斉窓開け運動等)
- (3) 関係機関との連携による対策 (例：警察との協力による警戒パトロールの実施等)
- (4) 事業所等との連携 (例：タクシー会社との協力等)
- (5) その他 (例：放火防止対策マップの作成等)

2. ハード施策（放火監視カメラの運用について）

放火監視カメラの運用に当たっては、個人のプライバシー等の問題があり、防犯カメラの運用を行っている自治体の運用要綱や学識経験者の意見等を参考とし、今後、より検討が必要と考えられる。なお、放火監視カメラの運用にさきがけ、札幌市消防局において、炎感知器の設置による放火火災予防対策が平成15年10月17日から独自に開始されている。

(1) 目的及び必要性

放火監視カメラは、「見られている」という意識を持たせることにより、放火行為を抑制するために活用する。

また、生活様式の多様化に伴い、地域コミュニティの希薄化等が進んだ結果、従来の人的な対応のみで対処していくことが困難となってきている。このため、機器等の効果的な利用に取り組むことが必要な状況となってきている。

(2) 放火監視カメラの開発

ア 住宅防火対策の一環として、住宅防火対策推進協議会の事業として実施

イ 事業主体は（財）日本消防設備安全センター

ウ 機器の開発については、名古屋市消防局が富士写真フィルム（株）との共同開発で進めていたものについて、その協力を得て実施

(ア) 機器の数量	60台
(イ) 機器配布先	名古屋市消防局 20台 松戸市消防局 20台 八尾市消防本部 20台

○連続放火火災の概要

	松戸市消防局	八尾市消防本部
発生日時	(1回目) 平成14年11月7日～15年2月25日 (2回目) 平成15年5月23日～同年6月20日	平成15年4月10日～同年7月3日
放火件数	(1回目) 19件 (2回目) 6件	52件
概要	駅前の同一地域及びその周辺で焼損した連続放火火災。 また、負傷者も3名発生しており、社会的影響の大きい事案。	一般住宅、共同住宅、車両、放置されたゴミ等を焼損した連続放火火災。 約3ヶ月の間継続して52件もの放火火災が発生している。
主な対策	① 火災発生地区の建物の責任者を指導 ② 商店街等と「放火されない・放火させない環境づくり推進委員会」を設置 ③ 市広報紙等の活用 ④ 発生地区の警戒パトロールを実施 ⑤ 市民団体が実施する、「防犯パトロール等と協力し地域内のパトロールを実施	① 勤務態勢の見直しを行い、24時間運用体制を実施した ② 消防本部・団で昼夜間の警戒パトロールを実施 ③ 市内全戸に放火に対する警戒回覧板を配布及びFM放送等を活用した広報の実施 ④ 空き家及び屋外放置物件の立入検査を実施 ⑤ 隣接消防本部に対する情報提供と応援協力体制の強化

○検討結果を踏まえた消防本部の取組み

「連続放火火災に対する対策」で検討した実施施策を基に、地域及び放火の特性、消防本部の規模等を考慮し、松戸市消防局と八尾市消防本部で実施が可能と思われる施策を、両消防本部と共に検討した結果、以下の施策を実践することとした。

松戸市消防局	八尾市消防本部
〔放火多発地域での対策〕 <input type="checkbox"/> 放火監視カメラの設置 <input type="checkbox"/> 緊急ちらしの配布 <input type="checkbox"/> 不特定多数が集まる場所への積極的な広報	〔放火多発地域での対策〕 <input type="checkbox"/> 放火監視カメラの設置 <input type="checkbox"/> 緊急ちらしの配布 <input type="checkbox"/> 不特定多数が集まる場所への積極的な広報
〔市民との連携による対策〕 <input type="checkbox"/> 住民主体による放火危険箇所の確認 <input type="checkbox"/> 放火火災予防講習会の実施	〔市民との連携による対策〕 <input type="checkbox"/> 居室内の照明点灯運動及び一斉窓開け運動 <input type="checkbox"/> 住民主体による放火危険箇所の確認 <input type="checkbox"/> 防犯照明灯の設置促進
〔関係機関との連携による対策〕 <input type="checkbox"/> 警察との協力による警戒パトロールの実施 <input type="checkbox"/> 幼少年への防火指導 <input type="checkbox"/> 関係機関への情報提供	〔関係機関との連携による対策〕 <input type="checkbox"/> 警察・道路管理者等との連携による放置車両の撤去 <input type="checkbox"/> 警察との協力による警戒パトロールの実施 <input type="checkbox"/> ゴミ出し等清掃事務所との協力 <input type="checkbox"/> 幼少年への防火指導 <input type="checkbox"/> 関係機関への情報提供
〔事業所等との連携〕 <input type="checkbox"/> 新聞販売店との協力 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストアとの協力	〔事業所等との連携〕 <input type="checkbox"/> タクシー会社との協力 <input type="checkbox"/> 新聞販売店との協力 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストアとの協力
〔その他〕 <input type="checkbox"/> 対象別ちらしの作成・配布	〔その他〕 <input type="checkbox"/> 対象別ちらしの作成・配布 <input type="checkbox"/> 放火防止シールの貼付 <input type="checkbox"/> 放火防止対策マップの作成